

機関から融資を受ける際には、現行法上、動産・債権譲渡登記の利用が認められないこととなります。

2 登記の種類

不動産登記では、(根) 抵当権の設定や抹消のほか、債務者の氏名(名称)や住所(本店)、債務者等の変更や更正が認められています。一方、動産・債権譲渡登記では、譲渡登記、延長登記、抹消登記、債権譲渡登記ではさらに質権設定登記がありますが、変更や更正登記が認められていません。例えば、担保対象となる動産や債権の内容に変更や誤りがある場合にその内容を登記に反映したときには、再設定として、譲渡登記をする必要が生じます。

動産・債権譲渡登記に特有なものとしては、延長登記があります。延長登記とは、登記の存続期間を延長することをいいます。登記の存続期間が満了すると、登記官の職権によって、登記申請をすることなく登記が抹

消されることとなります。登記の存続期間は、動産では原則10年以内、債権では原則50年以内(債務者が不特定の場合は10年以内)です。登記の存続期間が満了する前に延長登記をすることで登記が抹消されないということになります。

3 担保設定時のコスト

不動産の(根) 抵当権設定登記の登録免許税は、原則として、債権額(極度額)に0.4%の税率を乗じた額となります。例えば、債権額(極度額)が1億円であれば、登録免許税は40万円であり、債権額(極度額)に比例することになります。一方、動産・債権譲渡登記では、債権額にかかわらず7500円の登録免許税となります。担保設定にかかる登記の見積書提示の際に、登記費用が意外とからないう旨の反応を行職員の方々からされることもあります。これは動産・債権譲渡登記の登録免許税の額が債権額(極度額)と連動していない点に起因している

ためといえます。

4 登記完了までのスピード

不動産登記であれば、登記申請から完了まで数日かかるため、登記申請日の時点では、司法書士は登記申請の内容を記した受領証を金融機関に提供し、後日登記が完了した際に、登記完了後の全部事項証明書を提出することが一般的な流れといえます。

一方、動産・債権譲渡登記では、登記が受付されてから概ね30分から1時間程度で登記が完了するため、即日、登記事項証明書の取得が可能となります。動産・債権譲渡登記では、受領証は制度として設けられておらず、金融機関には登記事項証明書をもって、登記を申請した旨および登記が完了した旨を同時に示すこととなります。

5 法務局の管轄

不動産登記では、不動産の所在地を管轄する法務局に登記申請を行います。登記申請の内

容と(根) 抵当権設定契約書の登記原因証明情報はデータで送信し、(根) 抵当権設定契約書等の原本については、別途法務局に持参または郵送で提出します。添付書類の原本の到着が後日であっても、登記申請は、登記申請データが法務局に受信された時に受け付けられます。したがって、管轄の法務局から遠方であってもパソコンさえあればどこでも登記申請できることとなります。

一方、動産・債権譲渡登記の法務局の管轄は、動産の場合は東京法務局民事行政部動産登録課、債権の場合は東京法務局民事行政部債権登録課であり、全国でそれぞれ1庁となります。所在地は、東京法務局中野出張所と同じ建物の3階(東京都中野区野方一丁目34番1号)であり、JR東京駅から30分強のアクセスとなります。不動産登記のように、登記申請データとは別に添付書類の原本を提出することは認められておらず、添付書類の原本を書面で提出する場



1 ABLとは

金融機関において、「ABL」のワードを耳にする機会は多いのではないのでしょうか。担保の対象としては、(根) 抵当権の設定対象となる不動産が代表格かと思われませんが、不動産以外の資産として、例えば在庫品や機械設備、家畜等の動産や、売掛金等の債権を対象とすることもできます。これら流動資産を担保として活用する金融手法のことをABL (Asset Based Lending)の頭文字をとったもの( )といい、直訳すると、「資産に基づく貸出」を意味します。動産や債権を担保とする場合には、動産譲渡登記や債権譲渡登記(以下、区別がない場合は、まとめて「動産・債権譲渡登記」という)を活用することがあります。

本稿では、ABLの一環として活用される動産・債権譲渡登記について、金融機関においてなじみがあると思われる(根) 抵当権設定登記等の不動産登記

との比較に重きを置いて解説します。

2 不動産登記と動産・債権譲渡登記の比較

担保設定の場面で「登記」を活用する点では、不動産と動産・債権で共通しているものの、これらの登記制度自体は大きく異なっています。動産・債権譲渡登記を理解するうえで、不動産の(根) 抵当権設定登記とは全くの別物というイメージをもつことがポイントといえます。

1 設定者の範囲

不動産登記では、法人、自然人問わず、設定者になることができます。一方、動産・債権譲渡登記では、法人のみが設定者となることができ、自然人は認められていません。これは、1998年の債権譲渡登記制度の創設時に、「法人の資金調達強化が念頭に置かれていたこと」に基づきます。したがって、自然人である個人事業主が金融

【図表3】登記記録例3：債権譲渡登記の登記事項証明書（個別事項（抜粋））（※概要事項は省略）

登記事項証明書		債権個別事項
【債権通番】：000001	【債権の管理番号】：-	
【原債権者】		
【本店等】：東京都新宿区新宿〇丁目〇番〇号		
【商号等】：株式会社ABC商事		
【会社法人等番号】：〇〇〇〇〇1〇〇〇〇〇〇		
【債務者】		
【本店等】：東京都中野区野方一丁目〇番〇号		
【商号等】：債権一郎		
【会社法人等番号】：-		
【債権の種類】：売掛債権		
【債権の発生日（始期）】：令和〇年4月1日		
【債権の発生日（終期）】：令和〇年3月31日		
【債権の発生原因】：-		
【発生時債権額】：-		
【譲渡時債権額】：-		
【弁済期】：-		
【外貨建債権の表示】：-		
【備考】：-		
【登記番号】：-		一部抹消事項
【登記年月日時】：-		
【登記原因日付】：-		
【登記原因（契約の名称）】：-		
【検索の対象となった記録】 令和5年〇月〇日現在 上記のとおり債権譲渡登記ファイル（除く閉鎖分）に記録されていることを証明する。		
令和5年〇月〇日 東京法務局 登記官 法務 太郎 印		
(注) この証明書は、債権の存否を証明するものではありません。 (2/2) [証明番号] 20230001235 (1/1)		

【図表4】不動産登記と動産・債権譲渡登記の主な比較

	不動産登記	動産・債権譲渡登記
登記簿の編成	不動産（土地・建物）ベース	譲渡人ベース
活用対象	法人・自然人問わず	譲渡人（設定者）は法人のみ
登記の種類	設定・移転・変更・更正・抹消等	譲渡・延長・（一部）抹消
法務局の管轄の基準	不動産の所在地ごと	動産・債権で全国各1庁 （動産：東京法務局民事行政部動産登録課） （債権：東京法務局民事行政部債権登録課）
補正	あり	なし（申請書類に不備がある場合は却下）
登記申請から完了までの期間	数日	即日（30分～1時間程度）
登記添付書類の原本還付	一部可	不可
登録免許税	（根） 抵当権設定の場合は債権額（極度額）に0.4を乗じた額	債権額にかかわらず一定額（7,500円）
登記の存続期間	なし	あり（動産：原則10年、債権：債務者特定は原則50年、不特定10年）
証明書の交付申請者	全部事項証明書：誰でも取得可能	登記事項証明書：譲渡人や譲受人等の一定の者に限定
証明書の交付費用	全部事項証明書1通600円	登記事項証明書1通800円（動産） 登記事項証明書1通500円（債権）
インターネット登記情報提供サービス	全部事項証明書1通332円	登記事項証明書は利用対象外 （概要記録事項証明書は1通142円）
証明書交付申請時の添付書類	なし	交付申請者の資格証明書（または会社法人等番号）・印鑑証明書（いずれも発行後3か月以内）

「個別事項」には、動産や債権の詳細が記載され、どの動産や債権が担保の対象となっているのかを読み取ることができま

くまでも動産や債権の譲渡があった旨を証明することを意味します（図表4）。

#### 四 最後に

本稿を通じて、動産・債権譲渡登記は、不動産登記とは似て非なるものであり、その比較のイメージで制度理解を深めてい

ただけましたら幸いです。金融機関において、ABLの一環として動産・債権譲渡登記を活用する際には、ぜひ登記の専門家である司法書士と連携いただけましたら光栄です。



もとはし・ひろき ●司法書士法人鈴木事務所所属司法書士。日本司法書士会連合会動産・債権等に関する担保法制検討委員会委員。駒澤大学法学部非常勤講師。登記法「通年科目」担当。

合には、法務局に持参または郵送によることとなります。司法書士が持参で登記申請する案件では、地域によっては新幹線や飛行機等を利用したり、東京近郊で前泊したりする必要が生じるケースも考えられます。

#### 6 登記事項証明書の取得

不動産登記の全部事項証明書は、全国の法務局において誰でも取得することができ、インターネット登記情報提供サービスでも同様の登記記録の内容を確認することができます。全部事項証明書を交付申請する際は、交付申請書のほかに添付書類は不要です。

一方、動産・債権譲渡登記の登記事項証明書の取得は、個別事項欄に営業秘密等の機密情報が含まれており、譲渡人と譲受人等の一定の範囲の者に限定されています。また、登記事項証明書の交付申請先は、登記申請

と同じく、動産の場合は東京法務局民事行政部動産登録課、債権の場合は東京法務局民事行政部債権登録課であり、全国でそれぞれ1庁です。登記事項証明書を交付申請する際には、交付申請書のほか、添付書類として、譲渡人または譲受人の印鑑証明書、資格証明書（または会社法人等番号の提供）が必要となります。動産・債権譲渡登記の申請と登記事項証明書の交付申請では、それぞれ印鑑証明書の添

【図表1】登記記録例1：動産譲渡登記の登記事項証明書（概要事項）

登記事項証明書		概要事項
【登記の目的】：動産譲渡登記		
【譲渡人】		
【本店等】：東京都新宿区新宿〇丁目〇番〇号		
【商号等】：株式会社ABC商事		
【会社法人等番号】：〇〇〇〇〇1〇〇〇〇〇〇		
【取扱店】：-		
【日本における営業所等】：-		
【譲受人】		
【本店等】：東京都中野区中野〇丁目〇番〇号		
【商号等】：株式会社DEF銀行		
【会社法人等番号】：〇〇〇〇〇1〇〇〇〇〇〇		
【取扱店】：新宿支店		
【日本における営業所等】：-		
【登記原因日付】：令和〇年〇月〇日		
【登記原因（契約の名称）】：譲渡担保		
【登記の存続期間の満了年月日】：令和〇年〇月〇日		
【備考】：-		
【申請区分】：出頭		
【登記番号】：第2023-1000号		
【登記年月日時】：令和〇年〇月〇日 〇時〇分		
(1/2) [証明番号] 20230001234 (1/1)		

【図表2】登記記録例2：動産譲渡登記の登記事項証明書（個別事項）

登記事項証明書		動産個別事項
【動産の通番】：0001		
【種類】：貴金属製品		
【特質・所在】：東京都新宿区新宿〇丁目〇番〇号		
【動産区分】 集合動産		
【備考】 動産の内訳：指輪、イヤリング、ネックレス、保管場所の名称：株式会社ABC商事第1倉庫		
【登記番号】：-		一部抹消事項
【登記年月日時】：-		
【登記原因日付】：-		
【登記原因（契約の名称）】：-		
【検索の対象となった記録】 令和5年〇月〇日現在 上記のとおり動産譲渡登記ファイル（除く閉鎖分）に記録されていることを証明する。		
令和5年〇月〇日 東京法務局 登記官 〇〇〇〇 印		
注1 この証明書は、動産の存否を証明するものではありません。 2 動産の所在によって特定する場合には、保管場所にある同種類の動産の全て（備考で更に特定されている場合には、その動産の全て）が譲渡の対象であることを示しています。 3 【特質・所在】の項目には、個別の動産の場合には動産の特質が、集合動産の場合には動産の所在が記載されます。 (2/2) [証明番号] 20230001234 (1/1)		

#### 三 登記事項証明書の見方

動産・債権譲渡登記の登記事項証明書は、設定者となる譲渡人ベースで編成され、「概要事項」（図表1）と「個別事項」（図表2・3）で構成されます。不動産登記のように、所在や地番等が記載される表題部や、権利部甲区・乙区は設けられていません。

「概要事項」には、当事者である譲渡人と譲受人のほか、登記原因や登記の存続期間等が記載されます。不動産登記とは異なり、登記年月日時として時刻まで記載されます。

# 銀行法務21



Banking Law Journal 21

No.898

今月の解説①

## 「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」の課題、その実務への当てはめ(上)

北海道銀行 融資部 上席融資役  
佐々木 宏之

今月の解説②

## 日証協の投資勧誘規則等の改正と これからの仕組債販売 における適切な業務運営(上)

中央総合法律事務所 弁護士  
本行 克哉

今月の解説③

## 任意後見と取消権

経済法令研究会 講師  
高橋 恒夫

論考

## 今こそ不動産融資への 取組みを考える(下) ——不動産会社、不動産融資の 現場対応

TFL株式会社 代表取締役  
氣田 浩司

法務時評

## 経営者保証の意義を抜本的に 考えるタイミング

追手門学院大学 経営学部長・教授  
水野 浩児